

一般競争入札心得

(目的)

第1条 この心得は、平成30年度における公立大学法人大阪府立大学（以下「大学」という。）の各種損害保険契約に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、大学が定める諸規程の各条項及びその他関係法令並びにこの心得、一般競争入札説明書、仕様書等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は入札に際し、入札担当職員の指示に従い円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共調達業務に携わるにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。
- 3 入札参加者は、一般競争入札説明書、仕様書など入札関係書類に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 4 入札及び契約に関して用いる言語は、日本語とする。
- 5 入札及び契約に関して用いる通貨は、日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び刑法に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加者資格)

第4条 入札参加者は、公告又は入札説明書において指定した書類を、指定した期日までに入札担当職員等に提出し、当該入札の参加資格の有無について承認を受けなければならない。

- 2 次の各号の一に該当する者は参加することはできない。
 - (1) 公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
 - (2) 入札日において、入札参加資格を取り消されている者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(入札保証金)

第5条 入札保証金は、免除する。

(入札の方法)

第6条 入札参加者は、「入札書」（様式第3号）に記名押印のうえ、指定した日時、場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるとときは、「委任状」（様式第5号）を持参させ、入札執行時までに入札担当職員に提出しなければならない。この場合、「入札書」には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札す

るものとする。

- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、本件入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- 4 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。
- 5 入札参加者は、参加資格がある旨の「一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出して、当該入札の参加資格者であることの確認を受けなければならない。

(入札の辞退)

- 第7条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 入札前にあっては、「入札辞退届」（様式第4号）を入札契約担当職員に提出するものとする。
 - (2) 入札中にあっては、入札辞退の旨を「入札書」に記載し、入札箱に投入するものとする。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

- 第8条 入札参加者は、その提出した「入札書」の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

- 第9条 入札参加者が第2条及び第3条に抵触し、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがある。
- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めことがある。

(開札)

- 第10条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ちあわせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

(入札の中止及び調査の実施)

- 第11条 入札の執行中において、入札担当職員が必要と認めるときは、当該入札を中断し、当該入札に関する調査を行うことがある。

(無効の入札)

- 第12条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出されない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印又は署名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (8) 本件入札の参加資格がある旨の確認通知書の写しを提出しない者のした入札
- (9) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (10) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入

札

- (11) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札
(落札者の決定)

第13条 入札を行った者のうち、入札書に記載された金額(以下「契約希望金額」という。)が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

2 第1項の規定により落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。また、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に關係のない職員がくじを引くものとする。

(再度の入札)

第14条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないとき、再度の入札は行わない。

(随意契約)

第15条 前条において、落札者が決定しない場合は、入札時に最低価格で入札した者から順次、予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

(契約保証金)

第16条 契約保証金は、免除する。

(違約金の徴収)

第17条 落札者が契約を締結しないときは、契約金額の100分の2に相当する金額を違約金として徴収する。

(契約の解除)

第18条 落札者と契約を締結した場合において、当該落札者(以下「請負者」という。)が、独占禁止法、刑法第96条の3若しくは第198条若しくは契約条項に違反する行為又は大学が別に定める諸規程に該当する不適正な行為を行ったと認められるときは、大学が契約を解除することがある。

(賠償額の予定等)

第19条 請負者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又は大学が別に定める諸規程に該当する不適正な行為を行ったと認められるときは、大学が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。

2 請負者は、大学に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を支払わなければならない。

3 前2項の規定は、その契約に係る業務が終了した後においても同様とする。

(異議の申し立て)

第20条 入札参加者は、入札後に、一般競争入札説明書、仕様書、一般競争入札心得その他入札関係書類の各条項等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第21条 入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従うこと。